

政 委 第 6 号

平成 25 年 1 月 21 日

内 閣 総 理 大 臣  
安 倍 晋 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人北方領土問題対策協会）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴府におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 独立行政法人国民生活センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「P I O-N E T」という。）は、地方における苦情を収集・分析するための基盤となる情報システムであるが、P I O-N E Tに苦情相談情報が登録されるまでの期間は、平成19年度実績において平均47.9日間であるところ、システム刷新等により23年度実績において平均32.4日間に短縮されているものの、依然として登録までに1か月以上の時間を要している。この原因として、①相談を受け付けた時点でのデータの即時入力が徹底されていない、②登録前の決裁に時間が掛かっている、③相談員の業務時間内にデータ入力が終わらずに積み残しとなっているなど、運用面の問題があると考えられる。また、国民生活センター及び消費者庁は、消費生活センターにおける業務量や相談員の勤務実態を始めとするP I O-N E Tの運用面に関する現状を定量的に把握できていないなど、地方公共団体との協力を十分に行っていない。

このため、苦情相談情報を迅速に共有することにより、消費者被害の拡大を防止する観点から、国民生活センターは、現状分析及び運用改善について地方公共団体に協力を要請し、P I O-N E Tの運用面での改善を行うことにより、苦情相談情報が登録されるまでの期間の一層の短縮を図るものとする。また、次期中期目標等において、具体的

な取組及び苦情相談情報が登録されるまでの期間に係る目標を明記するものとする。

## 第2 事務所等の見直し

東京事務所及び相模原事務所の見直しに当たっては、消費者行政全体の枠組みにおける他機関の実施するテスト等を含めた商品テストの今後の在り方も含め、最も効率的・効果的に業務運営を行うことのできる体制となるよう検討を行うものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

## 独立行政法人北方領土問題対策協会の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 効率的・効果的な啓発事業の実施

協会では、北方領土問題に関する国民世論の形成とその高揚を図るために、これまで各種大会、講演会、研修会等を開催し、啓発事業に取り組んできたところであるが、必ずしも国民全体に対するその効果を測りきれていない側面がある。

このため、北方領土問題に関する国民世論を一層喚起する観点から、今後は以下の取組を行うことにより効率的・効果的に啓発事業を進めていくものとし、その取組内容については、次期中期目標に具体的に明示するものとする。

- ① 北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかについて、例えば、年代別・性別・地域別等の複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析することにより、啓発事業の改善に資するものとする。
- ② 啓発事業を幅広く展開するために、北方領土問題への関心が薄いとされる若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない層に対する啓発事業を重点的に行うものとし、これらの層に対しては、ICTや民間のノウハウを活用して積極的に働きかけるものとする。

## 2 融資事業の見直し

本事業については、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」（昭和36年法律第162号。以下「法」という。）に基づき実施されてきたところであるが、今後、元居住者等の高齢化により融資資格が継承され、2世代又は3世代へと融資対象が移行していくことが予想される中、法の趣旨にのっとった評価と国民に対する説明が求められる。

このため、次期中期目標期間においては、法の趣旨に照らして真にふさわしいものとなるよう、融資資格の継承についての確な審査を実施するとともに、融資メニューの見直しを進めるものとする。

### 第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。